

特集

# 新型コロナウイルス感染症 に関わる感染予防対策・ 経済支援策が決まりました

新型コロナウイルス感染症に関する対策として市では、次の5つの支援策などの実施を決定しました。その中で、市民・事業所の皆さんへの経済支援策を中心にお知らせします。

感染予防対策、経済支援策の主なもの

## 1 感染拡大防止策と医療提供体制整備

- 市内医療機関や高齢者施設・事業所、福祉施設、放課後児童クラブ、保育施設、消防施設等へマスク・消毒液等の衛生資材を置き、拡大防止を図ります。
- 市内小中学校や体育文化施設、避難所（防災研修棟）における感染予防対策を徹底するとともに、乳幼児健診時や小児予防接種時の感染予防に必要な物資を確保します。
- 新型コロナウイルス感染患者のうち軽症患者専用の受け入れ体制を整備するため、市立病院新館4階の3病室等を改修します。

## 2 子どもたちの学習環境の支援

- 子どもたちの学習環境を整えるため、児童生徒に1人1台、タブレット端末の導入を行います。

## 3 市民生活への支援

- 特別定額給付金や子育て世帯臨時特別給付金、ひとり親世帯への臨時特別給付金などを支給します。
- 市税や市に納める料金等の支払いの猶予または減免をすることで、生活を支援します。  
(4ページ参照)

## 4 中小企業等の事業継続に向けた支援

- 中小企業等を支援するため、市独自の給付金・補助金などを創設しました。(5ページ参照)

## 5 文化団体等への活動支援

- 無観客で動画配信を行う文化団体などへ活動の場を提供します。(5ページ参照)

※6月1日現在の内容です。



3

# 市民の皆さんへ

## 給付金

### 特別定額給付金

**対象** 令和2年4月27日時点で住民基本台帳に登録のある人

**給付額** 対象者1人につき10万円  
(世帯主に一括振り込み)

**問い合わせ** 定住政策課 TEL 23-3166

### 子育て世帯への臨時特別給付金

子育て世帯の生活を支援するため、児童手当を受給する世帯に対して、臨時特別給付金を支給します。

対象者には5月中にお知らせしています。支給を辞退する場合を除いて、手続きは必要ありません。公務員の場合は、所属庁発行の手当支給証明を添えて、福祉課へ申請してください。

**対象児童** 令和2年3月31日までに生まれた児童  
(3月まで中学生だった児童を含む)

**給付額** 対象児童1人につき1万円

**問い合わせ** 福祉課 TEL 23-3295

### 住居確保給付金

**対象** 2年以内に離職した人または休業等により収入が減少し住居を失う恐れがある人

## 支払い猶予・減免、傷病手当金の支給

離職や収入の減少等により生活や事業の維持が困難となった人は、市税や市に納める料金等の支払いの猶予または社会保険料等の減免が受けられる場合があります。

また、国民健康保険または後期高齢者医療制度の被保険者で、給与の支払いを受けている人が、新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱等の症状があり感染が疑われることにより、会社を休み、事業主から給与を受けられない場合には、傷病手当金が支給されます。

適用の条件や手続き方法など詳しくは、市ホームページをご覧ください。電話で問い合わせください。

**問い合わせ**

・市税の支払い猶予 税務課収納係 TEL 23-3043



◀感染予防を徹底するため、郵便申請にご協力ください。特別定額給付金の申請期限は8月18日「消印有効」です。

**内容** 賃貸住宅の家賃額相当分の給付金を支給  
(原則3カ月間、支給上限額あり)

**問い合わせ** 福祉課 TEL 23-3210

### ひとり親世帯への臨時特別給付金

ひとり親世帯の生活を支援するため、児童扶養手当を受給する世帯に対し、臨時特別給付金を支給します。

対象者には6月中にお知らせします。支給を辞退する場合を除いて、手続きは必要ありません。

**対象** 令和2年3月31日までに生まれた児童(3月まで中学生だった児童を含む)のいる世帯

**給付額** 受給世帯に一律3万円

対象児童1人につき1万円

**問い合わせ**

福祉課 TEL 23-3295

### ・国民健康保険の減免・傷病手当金

税務課市民税係 TEL 23-3048 (減免)

保険年金課国保年金係 TEL 23-3084 (傷病手当金)

### ・上下水道料金の猶予

水道管理課お客様サービス係 TEL 23-3380

### ・下水道受益者負担金・分担金の猶予

下水道課管理係 TEL 23-3370

### ・後期高齢者医療保険の猶予・減免・傷病手当金

保険年金課後期高齢者医療係 TEL 23-3085

### ・介護保険料の猶予・減免

介護保険課管理係 TEL 23-3291

### ・国民年金保険料の猶予・減免

保険年金課国保年金係 TEL 23-3086

松江年金事務所 TEL 0852-23-9540

(音声ガイダンスの後②→②)



# 事業所の皆さんへ

## 給付金・補助金

### 中小企業者等事業継続支援給付金

国の持続化給付金（※）の対象とならない事業者を支援します。

**対象** ①市内に主たる事業所、店舗等を有し、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上げが前年同月比で20%以上50%未満の範囲内で減少している事業者  
②令和2年1月以降の創業であって、売上げが減少した月があり、かつその月を含む連続した3カ月の売上げの平均と比べて、当該月の売上げが20%以上減少している事業者

**給付額** 中小法人等 20万円  
個人事業主 10万円

**問い合わせ** 商工観光課 TEL 23-3107

### ※国の持続化給付金

**対象** ひと月の売上げが前年同月比で50%以上減少している事業者など

**給付額** 中小法人等 最大200万円  
個人事業者等 最大100万円

**問い合わせ** 持続化給付金コールセンター  
TEL 0120-115-570

### 商業・サービス業感染症対応支援補助金

感染予防対策や新規事業展開に取り組む事業者を支援します。

**対象経費** ①感染防止対策にかかる経費（飛沫拡散防止設備導入、マスクの購入等）  
②新事業展開にかかる経費（飲食店のテイクアウト・デリバリーへの対応、店舗改修、備品購入、新商品開発等）  
①②の併用可

**対象業種** 小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業等

**補助額** 上限80万円、下限8万円  
※対象経費の4/5を補助

**問い合わせ** 商工観光課 TEL 23-3104

市ホームページでは、給付金・補助金の詳しい内容や資金繰り対策も掲載しています。

安来市 コロナ 事業所 検索



## 経営相談窓口の設置

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている、または、受ける可能性がある市内の中小企業・小規模事業者（個人事業主含む）を対象に、国や県の施策等の情報を提供する相談窓口を商工観光課などに設置しています。

なお、事前に電話で連絡いただくと素早く対応

できます。気軽にご相談ください。

### 問い合わせ

商工観光課 TEL 23-3105  
安来商工会議所 TEL 22-2380  
安来市商工会広瀬本所 TEL 32-2155  
安来市商工会伯太支所 TEL 37-1154



### 無観客動画配信支援事業 ～in アルテピア～

文化団体などが、動画配信で活動を行う場合に安来市総合文化ホールアルテピアの施設利用料や付属設備利用料を免除します。

詳しくは、市ホームページ（左上のQRコードを読み取り）をご覧ください。電話で問い合わせください。

**問い合わせ** 文化スポーツ振興課 TEL 23-3039

### 市へ感染予防対策物資を 寄贈いただきました

- マスクの寄贈  
しまね信用金庫安来支店  
有限会社丸和運輸  
やすぎどじょっこテレビ
- 雨がっぱの寄贈  
有限会社アクティブ・プロ